

ID: 49

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	柴田町図書館規則 第5条		
例規番号	平成22年教育委員会規則第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (入館等の制限)</p> <p>第5条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館若しくは図書館資料の利用を制限し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 図書館資料、施設等を汚損し、又はき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理運営上支障があると認められるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日